

⑫ 農薬散布時は事前の周知をお願いします

問 農政課(内線 527)

農薬は、適正に使用されない場合、農薬散布者の健康を害するだけでなく、周辺の地域住民や生活環境にも悪影響を及ぼすおそれがあります。

学校や公園、住宅地に近接する農地などで農薬散布を行う場合には、飛散防止対策の徹底と周辺住民への事前周知など、十分な配慮をお願いします。

⑬ 創業する方を支援しています

令和 8 年度笠間市創業塾

問・申 笠間市商工会(〒309-1611 笠間市笠間 1464-3)

TEL 0296-72-0844 FAX 0296-72-5495 メール kasama-s@isis.ocn.ne.jp

創業して成功するために必要な知識について、学ぶことのできるセミナーです。講座を受講した方は、会社を設立する際の登記にかかる登録免許税の軽減や、創業関連保証の保証枠拡充などの優遇措置の対象になります。創業を考えている方は、ぜひご参加ください。

日時 9 月 19 日・26 日、10 月 3 日・10 日・24 日の土曜日の全 5 回

午後 1 時 30 分～ 受付：午後 1 時～

※10 月 24 日の第 5 回講座は午後 4 時～5 時まで創業まち歩きと交流会を予定

場所 笠間市商工会本所 会議室(笠間市笠間 1464-3)

※10 月 24 日第 5 回講座：友部事務所 2 階 会議室(笠間市東平 2-3-3)

対象 創業を考えている方、創業・経営に興味がある方、創業後 5 年未満の方

定員 30 名(先着順)

参加費 無料

申込方法 メールまたは郵送、FAX でお申し込みください。申込書は市内の商工会事務所に用意しています。また、市ホームページから「創業塾」で検索し、ダウンロードしてください。

申込期限 9 月 4 日(金)



詳しくはこちら

【受付期間延長】市街地活性化創業支援事業

問・申 商工課(内線 510)

市内の商業の振興による賑わいの創出および、地域経済の活性化を目的として、市内で創業する方を対象に、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者 年度内に店舗の新築または空き店舗など(3 か月以上使用されていない店舗など、または建築後 1 年以上経過している施設)を利用し対象区域内で創業を行う方

対象区域 笠間市立地適正化計画(令和 2 年 3 月策定)に規定する都市機能誘導区域のうち、友部駅周辺地区、笠間駅周辺地区、岩間駅周辺地区

対象業種 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業

対象経費 (1)新築、改装などの工事費 (2)店舗などの購入費 (3)設備費
(4)備品購入費(当該補助対象事業の実施にのみ活用することが明確である備品に限る)

交付額 補助率 2 分の 1、上限 300 万円

受付期間 令和 9 年 2 月 26 日(金)

※申請者は審査会でプレゼンテーションを行っていただきます。



詳しくはこちら

農地の貸し借りには、農地中間管理機構をご活用ください。

市農業公社 TEL 0296-73-6439

7 ページ